

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで継続的に収益を拡大し、企業価値を向上させ、株主をはじめ、利用者様、関係先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
柳原 尚史	1,115,400	28.88
株式会社柳原ホールディングス	658,300	17.04
株式会社バルカー	416,666	10.79
特定金外信託受託者株式会社 SMBC 信託銀行	217,391	5.63
小松 平佳	180,000	4.66
荏原環境プラント株式会社	83,333	2.15
五味 大輔	70,000	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	54,300	1.40
株式会社 SBI証券	43,200	1.11
楽天証券株式会社	43,000	1.11

支配株主 (親会社を除く) の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、2024年7月31日時点の株主名簿に基づき更新しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

7 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村 竜彦	他の会社の出身者											
椿山 善昭	他の会社の出身者							○	○			
松本 範平	他の会社の出身者											
櫛本 健夫	公認会計士											
齊藤 友紀	弁護士								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 竜彦		○	—	IT業界及び金融業界での勤務経験から事業面及び財務面にも精通しており、当社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。なお、社外取締役西村竜彦と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
椿山 善昭		○	社外取締役椿山善昭が業務執行者である株式会社バルカーは、当社の販売における取引先であります。主要な販売先にはあたらないと判断しております。	メーカーでの勤務経験から事業面及び営業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。当社方針では、年間取引額が当社売上高の25%以上を継続的に占める取引先を主要な取引先としております。社外取締役椿山善昭と当社の間において、株式会社バルカーと当社との年間取引額は当社年間売上高の5%程度の見込みであり主要な取引先には当たらず、またそれ以外の人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
松本 範平	○	○	—	金融機関の勤務経験から財務面に精通しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。なお、監査等委員松本範平と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
楳本 健夫	○	○	—	公認会計士としての高度な専門的知見を有し、金融機関の勤務経験から財務面にも精通しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。なお、監査等委員楳本健夫と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

齊藤 友紀	○	○	監査等委員齊藤友紀と当社の間において、法律上の助言を受けるため2023年11月から月額10万円の業務委託契約を締結しております。なお、その取引額は齋藤友紀及び当社にとって僅少であります。	弁護士としての高度な専門的知見を有し、IT業界での勤務経験から事業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。なお、監査等委員齊藤友紀と当社の間において、2023年11月からの業務委託契約以外の人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の実効性を確保するため常勤監査等委員を任命しております。また、監査等委員会は、内部監査担当者との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当者は、会計監査及び四半期レビュー報告等の機会に三様監査を実施し、適切な情報共有と十分な連携を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	2	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社取締役会は、取締役の報酬等の決定過程において、報酬委員会に諮問することにより、手続きの客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させたく考えております。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役の報酬等について最終決定を行うことといたします。

[独立役員関係]

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、業績連動報酬制度、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役、執行役員及び従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬は、2022年5月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されており、各取締役の報酬額については、取締役報酬の決定方針に基づき、取締役会で決議のうえ決定しております。監査等委員の報酬については、株主総会において決議された年額15,000千円以内の範囲内で、監査等委員会における協議により決定しております。

取締役報酬の決定方針は以下です。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個人別の取締役の報酬の決定に際して、役位と職責、在任年数、貢献度を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、常勤取締役(社外取締役を除く)の報酬は、①基本報酬としての固定金銭報酬と、②各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬、また③中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する当社新株予約権等とを組み合わせた体系とする。なお、株主総会で決議された報酬総額の限度内の支給とする。

②固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、毎月の固定額とする。個別の報酬額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

③業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎とて、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づき各取締役の個人評価を加味して算定する。また、業績の目標達成度を測る指標には、当社売上高及び営業利益を採用する。個別の業績連動金銭報酬の額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給する。

④非金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社新株予約権等を付与する。個人別の付与は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役のサポートは管理部が行っており、必要に応じ資料の提供や事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、取締役9名(取締役6名及び監査等委員である取締役3名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。定例監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会及び内部統制部門等から適宜業務の執行状況を聴取し、重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧する等して調査を行い、また常勤監査等委員は重要な社内会議に出席する等して、取締役の職務執行の妥当性及び適法性を監査しております。さらに、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査等委員会監査の実効性を高めております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

d. 内部監査

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が内部監査規程に基づき、各部門に対して内部監査を実施しており、当事業年度は取締役カスタムAIソリューション事業部長及び取締役管理部長が担当しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、自己監査とならないよう相互に監査を行う体制としております。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、内部監査の実効性を高めております。

e. 内部統制委員会

内部統制のため、代表取締役社長の直轄組織として内部統制委員会を設置し、原則として四半期に一度開催しております。内部統制委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理部担当役員、カスタムAIソリューション事業部担当役員、内部監査担当が委員となっております。また、常勤監査等委員をオブザーバーとして参加する体制としております。内部統制委員会では、内部統制全般に関する協議及び手続を行い、必要に応じてそれらの対応策について審議、検討を行っております。

f. コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス遵守及びリスク管理のため、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に一度開催しております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理部担当役員、カスタムAIソリューション事業部担当役員、内部監査担当が委員となっております。また、常勤監査等委員をオブザーバーとして、その他委員長に指名された者、外部有識者も必要に応じて参加する体制としております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、リスク管理及びコンプライアンス全般に関する協議のほか内部通報状況やクレームの発生状況等について定例報告を行い、必要に応じてそれらの対応策について審議、検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会制度・監査等委員会制度を採用しており、取締役会が的確な意思決定と迅速な職務執行を行う一方、監査等委員会は取締役の職務執行の妥当性及び適法性の監査及び監視を行い、業務執行と役員の監査機能の組織体を分断させることで互いの牽制機能を最大限に発揮させ、経営の健全性と透明性を確保できる体制としております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主が出席できるように、他社の集中日を回避した株主総会を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてIRサイトを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後、当社概要、成長戦略などについて定期的な説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向け説明会の定期的な開催、各種取材対応を実施しており、今後も継続する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	電話会議や個別面談によるIRを適宜実施するほか、カンファレンスへの参加等を行うことを想定しておりますが、詳細は今後検討を進める予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIR専用サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などをしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の事業は、産業・社会・生活と密接なつながりを持ち、与えられた社会的責任・使命を遂行するにあたっては、お客様をはじめ株主・投資家及び社会といったステークホルダーからの信頼が不可欠であると考えております。 当社のIR活動の基本方針としては、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法及び貴取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についてもタイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	衛星画像による土砂崩れの解析や、ドローンを使った海ごみ解析など、当社が開発・提供する環境モニタリングAIを中心に、SDGsの目標達成に向けて積極的に取り組んでおり、これらの活動状況は当社ホームページに開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して 情報提供を積極的に行っていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、2022年5月30日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しました。その後、2024年6月14日付で、株式会社スターミュージック・エンタテインメントを子会社としたことから、2024年7月17日開催の取締役会で基本方針の更新を行い、子会社を含めた内部統制システムの構築に必要な体制の整備及び運用を行っております。その概要は以下の通りです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規定を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (b) 会社は、法令、定款および社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (c) 会社は、コンプライアンスに関する相談および通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為等の防止および早期発見を図る。
- (d) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および取締役（監査等委員）に報告する。
- (e) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 文書管理部署の管理部署は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- (c) 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。

4. 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「関係会社管理規程」を定め、企業集団が効果的かつ効率的に運営できる体制とする。
- (b) 当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が、毎月開催される取締役会等への参加を通じて、子会社の役職員の職務執行状況を直接確認する。子会社に重要な法令違反等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告し、同時に監査等委員会に報告する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社に準じた子会社の社内規程等を整備し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、運用する。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社は、子会社の内部統制部門と連携を図り、その適正性を確認するとともに、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施する。

5. 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (c) 取締役（監査等委員であるものを除く）は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

6. 取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (b) 監査等委員補助使用人が取締役（監査等委員）の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役（監査等委員）に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役（監査等委員）の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が取締役（監査等委員）に報告するための体制その他取締役（監査等委員）への報告に関する体制

- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人からその職務執行状況を聴収し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人に説明および報告を求めることができる。
- (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに取締役（監査等委員）に報告する。
- (c) 会社は、取締役（監査等委員）に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人等に周知徹底する。

8. その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役は、取締役（監査等委員）と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
- (b) 取締役（監査等委員）は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (c) 取締役（監査等委員）は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力対応規程」において、いかなる場合においても反社会勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを定めております。反社会的勢力調査の実施手順を詳細に定めた「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、社内への周知を行っております。
- b 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力排除に向けた整備として、管理部を所管部門と定め、管理部長を責任者として対応を行うとともに、所轄警察署、全国暴力団追放推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関と十分に連携し、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には積極的に参加し、意識の徹底とともに情報収集及び関係の強化に努めております。

Vその他

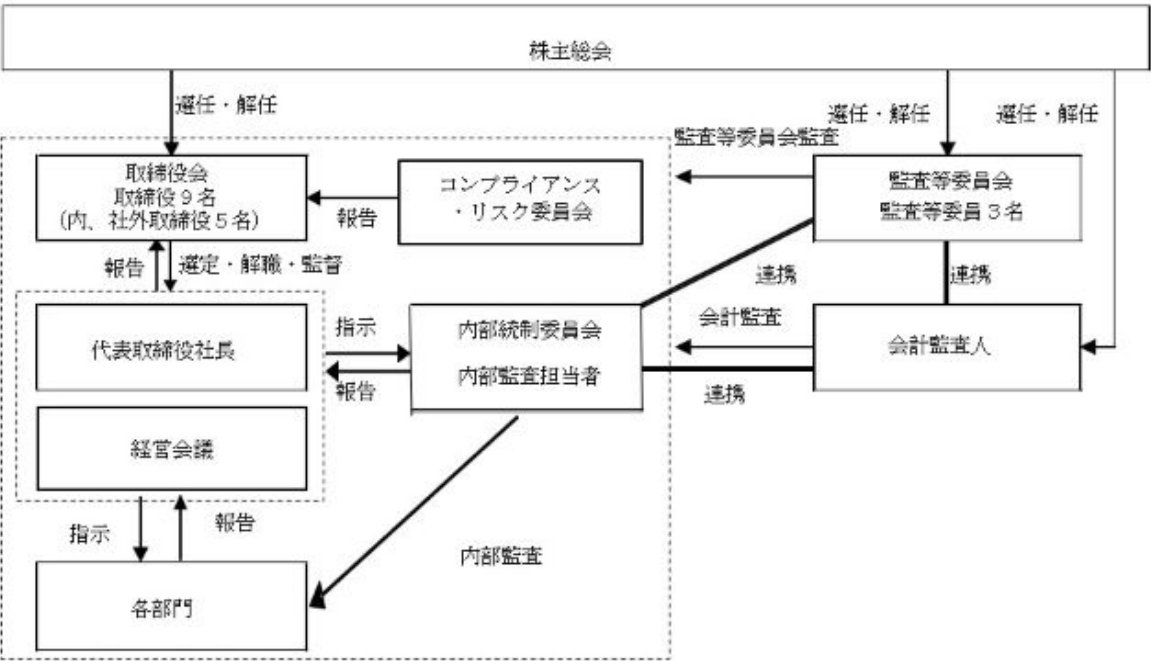
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

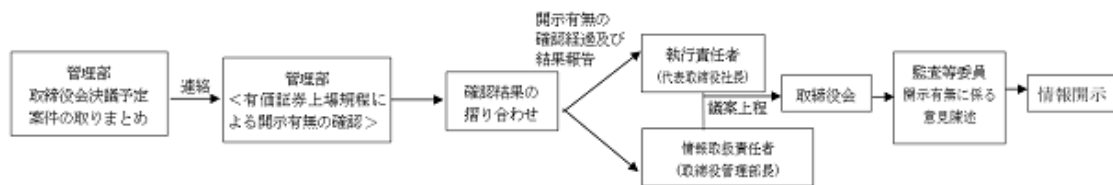
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社にかかる決定事実・決算に関する情報等>



<当社にかかる発生事実に関する情報>

